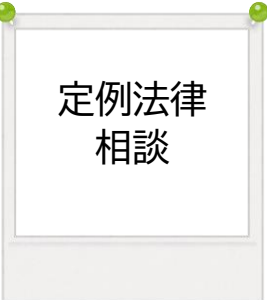


法律支援事業活用マニュアル

～法的見解を得て支援困難ケース等への対応の幅を広げよう～



定例法律
相談



随時法律
相談

和泉市社会福祉協議会基幹相談支援センター

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 法律支援事業を知っていますか？・・・・・・・・	2
3. 法律支援事業を活用した実践事例	
事例1 過量販売と債務整理について・・・・・・・・	3
事例2 差押禁止債権と入院費の支払い義務について・・・・・・・・	4
事例3 不動産処分と生活保護受給について・・・・・・・・	5
事例4 自己破産手続きと成年後見制度の申立てについて・・・・・・・・	6
事例5 家族同意と成年後見制度の市長申立てについて・・・・・・・・	7
事例6 成年後見制度の代理権と離婚訴訟について・・・・・・・・	8
事例7 成年後見制度と取消権について・・・・・・・・	9
事例8 未成年後見人と成年後見制度について・・・・・・・・	10
事例9 障がい者と雇用について・・・・・・・・	11
事例10 判断能力不十分による本人同意を得難い転居について・・	12
事例11 事業所職員による不適切な関わりについて・・・・・・・・	13
事例12 成年後見制度と土地管理について・・・・・・・・	14
事例13 親が使用したクレジットカードの支払いについて・・	15
事例14 入院中の財産処分について・・・・・・・・	16
事例15 生活保護費の分割受給について・・・・・・・・	17
事例16 産科医療補償制度と金銭管理について・・・・・・・・	18

事例 17 成年後見申請の優先順位について・・・・・・・・・・ 19

事例 18 診断書の有効期限切れに伴う再提出について・・・・・・・・ 20

4. 法律支援事業の利用

① 相談票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

② 相談票の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

1. はじめに

障がいのある人が住み慣れた地域で生活していると、さまざまな課題や困難に直面することがあります。

相談支援専門員は、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、地域の中で「その人らしい暮らし」を続けていくための情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行い、常に本人の立場に立って自己決定・自己選択ができるよう支援していくという重要な役割を担っています。

しかし、障がい児・者を取り巻く諸問題は、相談支援専門員が容易に解決できることばかりではありません。

そこで、基幹相談支援センターでは、虐待予防や成年後見制度等の相談支援専門員に向けた研修会の開催や、障がいのある人やその家族への啓発という障がい者の権利を守る取組みを続けてまいりました。

平成29年度からは、大阪弁護士会と契約し、和泉市内の障がい児・者を支援する相談支援専門員が気軽に弁護士への相談が行え、法的観点に基づいた助言により、支援の幅を広げ、より適切でスムーズな支援に繋げることができると考え『法律支援事業』を開始しました。

また、この事業は、相談支援専門員が障がい児・者の身近なトラブルの発見者としての視点を養い、早期の対応が行えることも目指しています。

現在この事業は、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センターによる活用が中心ですが、特定相談支援事業所の皆様にも1つの社会資源として活用していただき、利用者のより良い支援に活かしていただけたらと考え、この『法律支援事業活用マニュアル』を作成しました。

2. 法律支援事業を知っていますか？

《法律支援事業とは》

和泉市内の障がい児・者を支援する相談機関が直面する諸問題について、大阪弁護士会(基幹相談支援センターが契約)の担当弁護士から法的観点に基づいた助言を受けることができる事業です。
※福祉関係機関の内部問題(被用者との労働問題等)については取り扱いません。

《相談種別》

①定例法律相談 (年4回)

対象:基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター

方法:会議形式での実施、基幹相談支援センターが開催の招集を行う

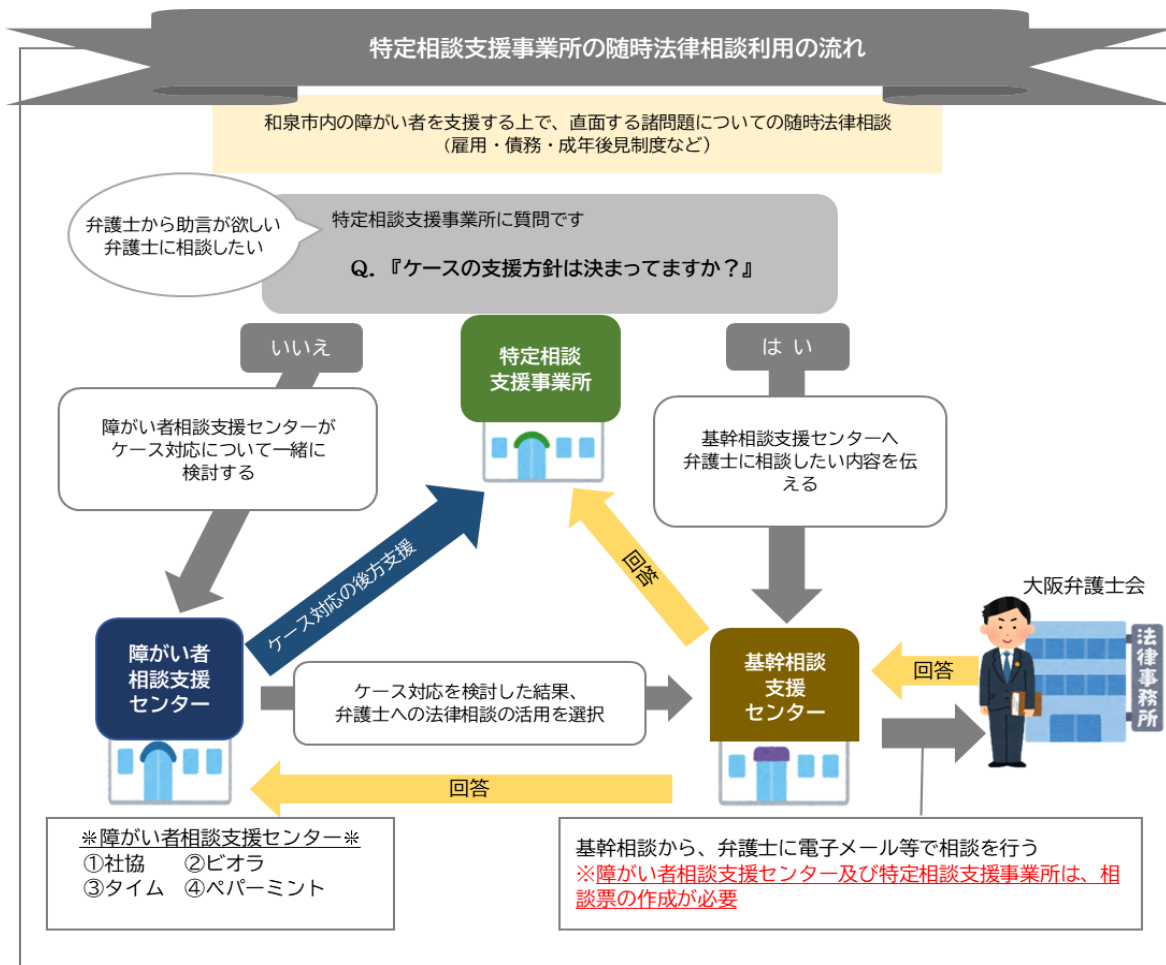
内容:参加機関からの相談に対して、担当弁護士による法的根拠に基づいた助言を交え、ケース対応について検討する場

②随時法律相談 (随時)

対象:基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター・特定相談支援事業所

方法:基幹相談支援センターを介し、担当弁護士と電子メール等での相談

内容:障がい者相談支援センター及び特定相談支援事業所は、相談時に指定の相談票を作成し、基幹相談支援センターを介して弁護士との法律相談を行います。



事例1 過量販売と債務整理について

成人女性（精神障がい者 保健福祉手帳 3級）

府外在住

A. 過量販売について、要件が満たされれば減額の余地があります。

Point ①消費者契約法の過量契約での取り消しについて

Q.本人の意向を確認し、『債務整理(自己破産)』の手続きを進める予定ですが、他に対応方法が考えられますか？

A. 自己破産で債務免責されるので、この対応方法で問題ありません。

自己破産すると契約中のクレジットカードは使えなくなり、その後新たなカードも“一定期間”は作ることができなくなります。そのため、本人は現金を持たない限り不必要な買い物等を行うことはできませんが、例外としてクレジットカード会社等の審査レベルにより本人名義での契約が行える場合もあり、完全にリスクがなくなるわけではありません。本人のクレジットカードの使用状況等は JICC、CIC の両方に問い合わせることで、債務状況等の情報を得やすくなります。

Point ②JICCとCICについて

- JICC(指定信用情報機関 株式会社日本信用情報機構)

消費者金融系の取り扱いが主だが、クレジット会社や銀行等の加盟数が一番多い信用情報機関。

- CIC(割賦販売法・貸金業法指定信用情報機関)

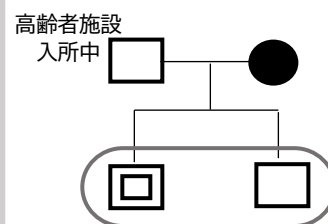
本人の申し込みにより、CIC に加盟している会員会社(クレジット会社等)との契約内容や支払い状況等の信用情報を確認できる制度。

事例2 差押禁止債権と入院費の支払い義務について

【事例の概要】

成人男性（^{精神障がい者}
保健福祉手帳 無し）

クレジットカードの滞納や未払いで弟が何度も肩代わりしている。現在は弟に対する暴力行為で、精神科病院に入院中。



Q. 滞納金の差押えに障害年金の受給権は対象となりますか？

A. 障害年金の受給権は差押禁止債権なので対象となりません。

差押えのためには訴訟が前提となるので、すぐに差し押さえられることはありません。訴訟提起された場合、和解で分割払いの交渉を行った方が良いでしょう。

本人が対応できないのであれば、後見人等を付ける検討が必要になります。

なお、障害年金の受給権は差押禁止債権ですが、預金口座に入金されれば、外形的には預金債権となり、差押えを受ける可能性はあります。ただし、当該預金の原資が年金給付であれば、その差押えは取り消されることになります。

Point 差押禁止債権について

①給料、給与、賃金、俸給、退職年金、賞与(ボーナス)、退職金など

給料等の債権は、原則として4分の1相当しか差し押さえることができません(4分の3相当が差押禁止(法152条1、2項))。ただし、給料等が33万円を超える場合、33万円を超える部分は差押えできます(令2条)。(※1手取り額を基準とする。※2差押えの原因となった債権が養育費や婚姻費用などの場合は、差押禁止割合が2分の1まで引き下げられる(法152条3項))

以上が民事執行法に定められた差押禁止債権ですが、個別の法律によって差押えが禁止されている債権があります。債務者等の生活や福祉のために支給される公的給付については、個別法で差押えが禁止されている場合が多いです。

②年金など個別法による差押禁止債権

《代表例》

- 🚩 国民年金・厚生年金などの各種年金の受給権(国民年金法24条、厚生年金保険法41条)
- 🚩 生活保護受給権(生活保護法58条)
- 🚩 児童手当受給権(児童手当法15条)

Q. 本人の障害年金を入院費の支払いに見込んでいるが、本人が拒否した場合、家族に支払い義務が生じますか？

A. 本来は本人が支払うべきですが、本人が拒否した場合は家族に支払い義務が生じます。

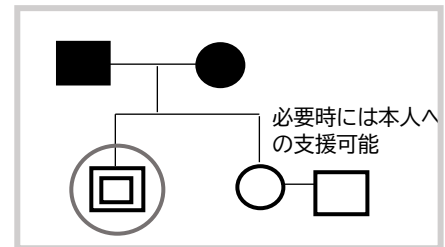
入院形態が措置入院であれば公費負担となりますが、医療保護入院もしくは任意入院であれば病院と医療契約を締結するので、入院費の支払い義務が生じます。医療保護入院の場合は家族の同意で入院するので、家族が契約者として入院費を支払うことになります。任意入院の場合は本人が主債務者となりますが、家族が連帯保証を求められることが多いです。本人が支払いに納得しなければ退院となりますので、結局家族が支払うことになります。成年後見を検討すべきでしょう。

事例3 不動産処分と生活保護受給について

【事例の概要】

成人男性（ 精神障がい者 保健福祉手帳 3級 ）

両親は他界し、父親名義のマンションで独居。現在無職で、遺産相続した預金で生活をしている。家計管理や判断能力が低く、相続した預金残高も少なくなり、今後の生活に不安がある。



Q. ①生活保護の受給を考えるのであれば、持ち家の売却は必要ですか？
②父親名義のマンションの売却は可能でしょうか？

A. ①『持ち家の資産価値が低い』と鑑定されれば、売却しなくても生活保護の受給は可能です。

②諸手続きは必要ですが、父親名義のマンションの売却は可能です。

- ✚ 現在住居としている持ち家があっても生活保護の受給が認められます。ただし、持ち家の処分価値が利用価値に比べて著しく大きい場合は、売却して活用すべきと判断されます。
- ✚ 所有者が亡くなった不動産を売却する場合、相続登記をする必要があります。亡くなった方名義のままで不動産を売却することはできません。必ず先に相続人名義に相続登記をしてから売買等で次の所有者名義に変更と、順を追って登記する必要があります。

Point 相続登記とは

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった場合に、その不動産の登記名義を被相続人(亡くなった方)から相続人へ変更することを言います。法律上の期限は定められていないので、名義変更せずに、亡くなった方の家に住み続けることはできます。

しかし、何世代も相続登記をしていない場合(数次相続の場合)は、相続人も増え、多くの書類が必要となります。(民法等の改正により、令和6年までに相続登記は義務化されるので、原則として相続登記の申請を進めるべきでしょう)

Q. 妹を候補者として成年後見制度の申立てを行う予定ですが、妥当でしょうか？

A. 後見相当と審判が下り、一定の財産があると判断された場合は、親族が後見人に選任されない場合があります。

成年後見の横領事件の多くが親族後見人であるとの報告もあり、家庭裁判所はそのような横領を防ぐために、本人に一定の財産がある場合は、司法書士や弁護士等の専門職後見人を選任することが多くなっています。まずは持ち家の資産価値を確認するためにも、相続登記の手続きから進めるのが良いでしょう。

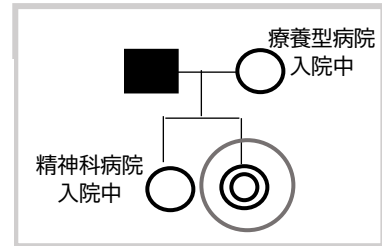
3. 法律相談支援事業を活用した実践事例

事例4 自己破産手続きと成年後見制度の申立てについて

【事例の概要】

成人女性（精神障がい者 2級）生活保護受給
保健福祉手帳

金銭管理ができず日常生活自立支援事業を利用しているが、借金
が約200万円(母と姉名義を含む)あることが判明した。



Q. 他人名義のカードを利用した場合、本人に返済義務は生じますか？また、自己破産手続きでは債権として申告する必要がありますか？

自宅から母と姉宛ての請求書(クレジット決済)が見つかりました。母と姉は長年入院しており買い物等を行える状況ではなく、本人が当事者の同意なく母・姉名義のクレジットカードを利用して買い物を行ったと思われます。

Point ①クレジット決済の場合のカード会社側の基本的な対応

クレジットカードを家族が持っていた経緯等により例外はありますが、家族が名義人のカードを勝手に使って買い物(決済)した場合でも、基本的にカード会社は名義人に請求を行います。

A. 本人が作った借金であれば、他人名義でも支払い義務は本人に生じます。

クレジットカード会社の考えとは異なり、本人が作った借金であれば、他人名義でも本人の債権として申告する必要があります。ただし、名義人(母・姉)が承諾していて、「自分たちが返す」と言う場合は、家族間の贈与と見ることができます。

Q. 成年後見制度の申立てと自己破産を行う場合の適切な順番は？

A. 基本的には、『成年後見制度 → 自己破産手続き』の順番が適切です。

後見人は、財産管理についての全般的な代理権があるため、代理人として自己破産の申請が行えます。ただし、保佐・補助相当の場合は、保佐・補助人に代理権が無いため、代理権付与の申立てを行う必要があります。

法定後見制度

3類型



法定後見制度
(すでに判断能力が不十分な方のための制度)

後見

判断能力が
全くない

保佐

判断能力が
著しく不十分

補助

判断能力が
不十分

Point ②代理権付与の申立てについて

契約等の法律行為を本人に代わって行う必要がある保佐・補助相当の方には、特定の法律行為について代理権を定めておく申立てができます。これは、保佐・補助開始の審判と同時または追加的に行えます。

自己決定を尊重するため、審判には本人の同意が必要となっており、本人の同意については家庭裁判所の職員が直接確認しますので、事前に本人と十分話し合う必要があります。

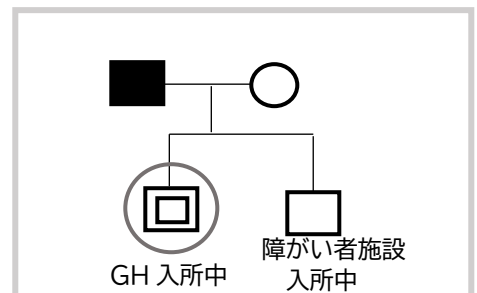
事例5 家族同意と成年後見制度の市長申立てについて

【事例の概要】

成人男性（療育手帳 A）

幼少期は児童福祉施設、現在はグループホームに入居。

障がい特性が強く、他害行為が頻発している。母親は施設側の対応や説明に対して不信感を抱き、本人自身も「新たなグループホームに移りたい」と強く希望される。計画相談員として新たな入居先を見つけ、母親との契約を行うために対応要請を行うも、体調不良や煩わしい等の理由で拒まれ手続きが進まない。（母親は病気を患い、入退院を繰り返している）



Q. 母親の同意なく市長申立てを進めることは可能ですか？

本人から「グループホームを出たい」という発言は何度もあり、相談員が母親に対応要請を行うも拒否されています。本人の意思を尊重するのであれば、母親の同意を求めずに新たなグループホームへの転居手続きや市長申立ての手続きを進めても良いのでしょうか？また、その場合母親からの訴訟リスクやリスクを回避するための対策はありますか？

Point 市長申立て対象者の要件とは

（対象者）市長が行う申立の対象者は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

①次のいずれかに該当する者

- （ア）本市に居住し、かつ、住民基本台帳の規定に基づき住民基本台帳に記載されている者
- （イ）本市が介護保険法の規定による保険者となっている者
- （ウ）法令等の規定により、本市において援護が行われている者
- （エ）やむを得ない事情により、申立てに急を要すると市長が認める者

②次のいずれかに該当する者

- （ア）配偶者及び2親等以内の親族がいない者
- （イ）配偶者及び2親等以内の親族があっても、申立てを拒否している者
- （ウ）配偶者及び2親等以内の親族があっても、申立て手続きをすることが困難な状況にある者
- （エ）配偶者及び2親等以内の親族があっても、虐待の事実等がある者
- （オ）配偶者及び2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状況にある者

※前項の規定にかかわらず、配偶者または2親等以内の親族の申立てが期待できない場合であっても、3親等または4親等の親族であって、適切に審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市長による申立ては行わない。

—和泉市資料引用—

A. 市長申立てを進める上で、母親の同意は要件ではありません。

市長申立てを進める上で、母親の同意は要件ではありません。今後母親と円滑な関係を保つためには同意を取る方が良いですが、成年後見制度の利用の必要性・緊急性が高い場合はその限りではありません。

なお、成年後見制度等の開始の必要性は家庭裁判所が判断します。申立てはその審判を開始するための手続きであり、母親からの訴訟リスクは考えにくいですが、いずれにせよ記録の保管は必須です。

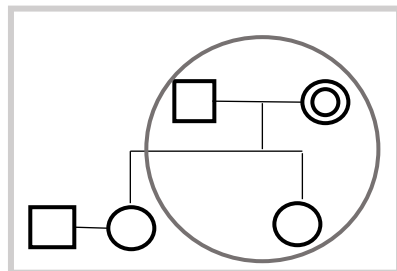
本人は成人しており、今後の親亡き後のことを考える場合、成年後見制度の利用は必要で、そのために積極的に市長申立てをすべき事例です。

事例6 成年後見制度の代理権と離婚訴訟について

【事例の概要】

成人女性（精神障がい者
保健福祉手帳 2級）

精神症状が不安定で、介護する家族が疲弊し、本人の入院又はグループホーム等への入居を検討中。夫からは離婚を求められるも、本人は拒否している。



Q. 成年後見制度の後見人等が本人に代わり離婚に同意できますか？

A. 後見人等が本人に代わり離婚に同意することはできません。

成年後見制度は被後見人等の財産管理や財産に関する法律行為を行い（民法859条）、離婚、養子縁組等の身分行為の代理権は有しません。したがって、後見人等が本人に代わり離婚に同意することはできません。

Q. 本人が拒否している場合でも、離婚が認められることはありますか？

A. 訴訟において離婚が認められる（民法770条1項に定める離婚理由がある）場合がありますが、このケースは対象ではなく、夫婦双方に離婚をする意思があり、離婚に合意する以外の方法はありません。

配偶者が強度の精神病で回復の見込みがない場合、訴訟において離婚が認められる場合があります。（民法770条1項4号）

訴訟を起こされた場合、成年被後見人等は訴訟の遂行が困難ですから、後見人等による訴訟の代理が必要です。（人事訴訟法14条）

ただし、配偶者の精神病を原因とする離婚は、強度の精神病で回復の見込みがない場合で、かなり限定的と考えるべきであり、少なくともこのケースでは当てはまりません。特に、本人は離婚したくないとの明確な意思を表示していますので、夫から訴訟を起こされた場合は、本人の意思を尊重して請求の棄却を求めて争う必要があります。

Point 民法770条(裁判上の離婚)について

第770条 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

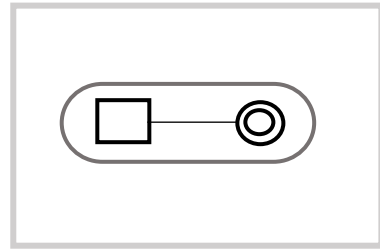
- 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
 - 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
 - 三 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
 - 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
 - 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。
- 2 裁判所は、前項第1号から第4号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

事例7 成年後見制度と取消権について

【事例の概要】

成人女性（精神障がい者
保健福祉手帳 1級）

ネット通販で少額の雑貨や衣服、ブランド化粧品等を買
あさり、自宅内は物があふれている状態。夫の注意も聞か
ず収入以上の買い物を行うため採算が合わず、支払いが
滞ることが多々ある。



Q. 日常の買い物等に関しては成年後見人の取り消し範囲ではないと認識していますが、本ケースの場合はいかがでしょうか？

A. 日用品の範囲については、当事者の生活状況や財産の多寡等により異なります。

日用品の購入その他日常生活に関する行為については、成年後見制度での取り消しはできません。（民法9条ただし書）

ただし、日用品の範囲については、当事者の生活状況、財産の多寡等により異なります。一般的には、生活に必要な物や廉価な物は日用品に含まれるでしょう。

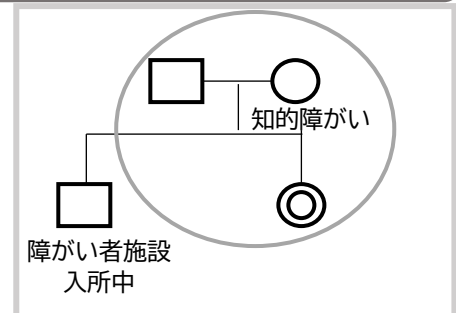
本ケースでは、少額の雑貨等の購入は、品物が何であるかはともかく、金額的に日用品に含まれると考えられます。もちろん、衣服やブランド化粧品は日用品ではないと考えられますので、値段や物にもよりますが取消しの対象となります。

事例8 未成年後見人と成年後見制度について

【事例の概要】

未成年女性（療育手帳 B1）

母親の身分証明書を無断で持ち出し、母親名義のクレジットカードを複数作成し使用。母親宛の督促状が届いたことで事実が発覚する。



Q. 今後消費生活センターに相談し、債務整理を行う予定です。本人は未成年者のため、未成年者取消権の対象となりますか？

A. 親権者の同意を偽造するなどの行為があれば、未成年者取消権の対象となりません。

本来であれば未成年者取消権の対象となりますが、本人に親権者の同意を偽造するなどの行為があった場合、取り消すことはできません。成年後見人等も同様に、本人が「自分は自己能力がある」との詐術を用いて相手を信じさせたとすれば、その行為を取り消すことはできません。（民法21条）

Q. 父親は管理能力が低く、母親には知的障がいがあります。本人の権利を守るためには成年後見制度の利用を検討したいと考えていますが、本人は未成年であるため未成年後見人の申立てが必要なのでしょうか？

A. 両親が存命であるため、未成年後見人の対象ではありません。

未成年後見人は、未成年者の親権者である両親ともが死亡等（親権停止もしくは親権喪失）により親権を行う者がいない場合に選任する必要があります。

両親とも存命の場合は共同親権となります。仮に母親が死亡もしくは親権停止、親権喪失の状態でも、父親がいる場合は父親の単独親権となります。

本件の場合は、両親とも存命であり対象とはなりません。

また、未成年後見人と成年後見人等は制度が違うので、未成年でも成年後見人等を選任することは可能です。

Point 未成年後見人について

未成年後見人は、親権者に代わってその未成年の財産管理と身上監護を行う人です。場合によっては財産管理だけを行うこともあります。

【財産管理とは】未成年者の預貯金の取引を代わりに行ったり、契約等の法律行為を代理すること、または未成年者がした契約等に同意をすること。

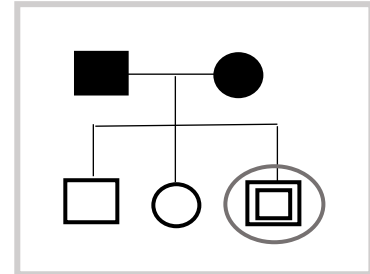
【身上監護とは】未成年者の住む場所を決める、教育について決める、適切な衣食住を確保する等の身の回りの世話をすること。

事例9 障がい者と雇用について

【事例の概要】

成人男性（パーキンソン病）

パーキンソン病を発症後も仕事（一般就労）を続けてきたが、症状の進行に伴い業務に支障をきたすようになる。会社側から解雇予告され、本人も限界を感じていたため退職となる。



Q. 本人が仕事を辞めたくないと希望した場合は、解雇にはならなかったのでしょうか？

A. 雇用契約にもよりますが、「就労ができないこと」が理由であれば解雇となります。

「障がいがあること」ではなく、「就労ができないこと」が解雇理由であれば、本人が仕事の継続を希望した場合でも、会社側が労働基準法に定める要件を満たしていれば解雇となります。

ただし、病気をして休みがちであっても就労に耐えられるようであれば、合理的な理由がないとして解雇が認められない可能性も高いです。本人と会社側との建設的な対話に基づき、他の業務への配置転換を検討する等、合理的配慮を行うことで解雇を回避できることもあります。

Point 普通解雇について

病気によって業務に耐えられない状態になった場合、「普通解雇」として解雇される可能性があります。ただ、この場合、就業規則にその旨を記載していなければならないため、ほとんどの会社で解雇事由に『精神又は身体の障がいにより業務に耐えられない時』というような内容が書かれています。

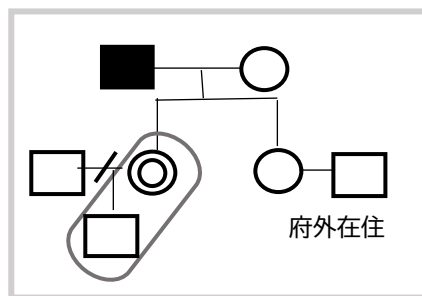
また、会社側は合理的な理由による普通解雇を行う際には少なくとも30日前に解雇の予告をする必要があり、予告を行わない場合には、『30日分以上の平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければならない』と労働基準法第20条の規定に示されています。

事例10 判断能力不十分による本人同意を得難い転居について

【事例の概要】

成人女性（精神障がい者
保健福祉手帳 2級）

独居での在宅生活が困難なため、自宅を引き払いグループホーム等への転居を勧めるも、本人の同意を得ることができない。



Q. 本人の同意を得られない場合、親族の同意に基づいて住居の解約や家財処分の手続きを行うことはできますか？

A. 本人以外の同意による住居の解約や家財処分はできません。

Q. 成年後見制度を利用し、後見人等がついている場合は、住居の解約について権限を行使することはできますか？本人は、保佐相当と考えられます。

A. 本人の財産管理として、本人の意思を尊重しながら住宅の解約、家財などの処分を行うことができます。

後見人等が選任された場合、本人の意思を尊重しながら、代理権の範囲内で身上監護としてグループホームの契約を行い、財産管理として住宅の解約、家財等の不動産の処分を行うことができます。

ですから、本人の同意が得られるよう、可能な限り意思決定支援を尽くす必要があります。

また、保佐の場合は住所変更等に関する代理権を付与しておく必要があります。

Point 成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮について

民法858条

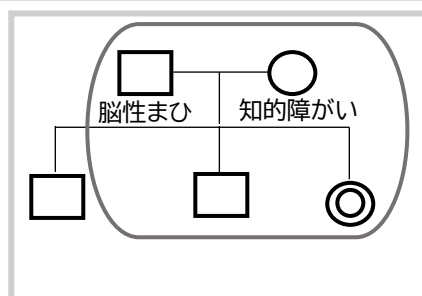
成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

事例11 事業所職員による不適切な関わりについて

【事例の概要】

成人女性（療育手帳 B1）

通所先の事業所職員A氏に促され、理解できないまま本人名義のクレジットカードを複数枚作成しA氏に渡した結果、ショッピングやキャッシングに利用される。



- Q.** ①クレジットカードの支払いについて、A氏に返済させることは可能でしょうか？
②A氏の刑事責任を問うことはできますか？

A. 返済させることは可能です。刑事責任も問える可能性があります。

A氏の行為は、「クレジットカードが何かを理解できていない」本人にカードを作らせて債務を負わせ、利益を得ていることから、不法行為(民法 709 条)に当たると考えられるため、返済を求めることは可能です。加えて、刑事責任におけるクレジットカードの使用は、入手した際の言動によって詐欺、窃盗、横領に当たる可能性があります。

なお、本人以外の依頼では弁護士は法的手続きを取ることはできません。

Point 不法行為による損害賠償

民法 709 条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- Q.** A氏が示談でクレジットカード利用全額の返済を約束する場合、どのような書類が必要となりますか？

A. 合意書が必要ですが、弁護士に相談すべきケースです。

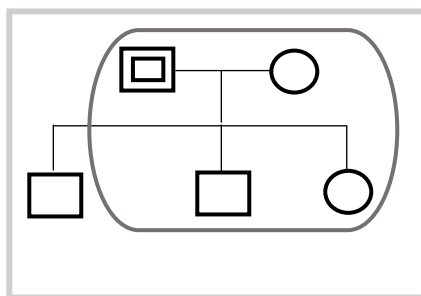
クレジットカード会社に対する債務は、カード名義人となっている本人が負う可能性が高いため、まずはクレジットカード会社に債務の総額及び支払い期限を確認することが必要です。

その上で、A氏が合意書通りに支払わない場合には、A氏に対して民事訴訟を提起する必要があります。クレジットカード会社の返済に間に合わせるためにも、A氏の資力についても十分な確認をする必要があるでしょう。相談員には本人を代理する権限がないため、合意書の内容の確認や、場合によっては刑事告訴をする必要がありますので、弁護士に相談するほうが良いケースであるといえます。

事例12 成年後見制度と土地管理について

【事例の概要】

成人男性（身体障がい者手帳 肢体不自由）
土地（畑として登記）を所有しており、効果的な資産運用について不動産業者に相談したいが、これまで悪徳業者に何度も騙された経験があるため、また騙されるのではないかという不安がある。



Q. 土地について弁護士に相談した場合、どの様に対応してもらえますか？

A. 資産運用に関する法的なアドバイスは可能です。

まず、効果的な資産運用が「何か」というのは、弁護士や司法書士といった法律の専門家でもアドバイスすることはできません。不動産業者にしても、資産運用のリスクは説明するけれども、「必ず利益がでる」という保証はしないはずです。どのような資産運用をするかということについては、最終的には本人の判断になります。資産運用の契約内容・相手について、法的な意味でのアドバイスであれば弁護士の方ですることができます。

Q. 何度も消費者被害に遭っていることから、本人の判断能力が不十分との解釈もできますが、成年後見制度を利用した場合、どの様に対応してもらえますか？

A. 本人の意思を尊重しつつ、財産保全の考え方で対応します。

成年後見制度を利用する場合、「後見相当」であれば、不動産に関すること全てを後見人が管理することになります。ただし、本人が「後見相当」状態であっても、本人の意向を尊重しながら後見人は財産管理を行うことになります。しかし、後見人は、本人が亡くなるまで不測の費用（入院など）に備える必要があるため、資産については、リスクのある管理や、本人にとって必要性がないのに第三者に売却することはできません。

「保佐相当」や「補助相当」の場合については、「後見相当」の場合よりも本人の判断能力が認められることから、本人の意思を尊重することが原則ではありますが、判断能力が低下していることには変わりはありませんので、保佐人、補助人に不動産の管理の代理権を付与したとしても、本人の意向にそのまま沿うわけではありません。本人の意見も尊重しつつ、本人の財産が減少しない方向で考えていくことになります。

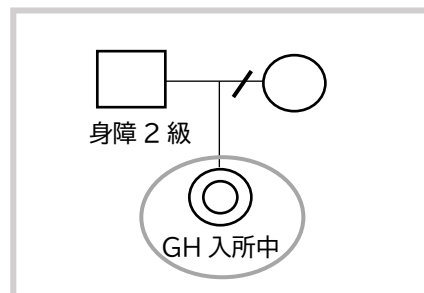
いずれにしても、判断能力の低下した本人を後見人等がサポートすることになるので、悪徳業者に騙されるリスクは軽減されると考えます。

事例13 親が使用したクレジットカードの支払いについて

【事例の概要】

成人女性（療育手帳 B1）

グループホームに入居した後、自宅に置いていた本人名義のクレジットカードを父親が使用しており、同じく本人名義であった引落口座を解約したところ、返済（リボ払い）が滞っている旨の支払督促状がグループホームに届いた。



Q.返済方法及び支払い責任は誰にあるのか教えてください。

A.分割払いで本人が支払うことになります。

返済方法は、カード会社に連絡を取り、本人が無理なく支払える金額での分割払いを相談することになります。

カードを勝手に使用されている旨をカード会社に訴えることも可能ですが、①使用者が家族であること、②カードの管理に問題があること、③本人が支払い責任を免れるためには、父親による詐欺や窃盗として警察に被害届を出す必要があることから、現実的ではないと考えられます。

したがって、本人がカード会社に支払う額を父親から弁済してもらう方法が良いのではないのでしょうか。

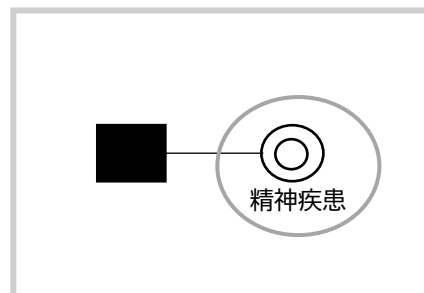
なお、本人の判断能力が不十分であり、今後も父親がカードを使用するような事態が生じる可能性があるならば、後見・保佐・補助審判の申立ても考慮し、本人の意思決定の支援をすべきです。

事例14 入院中の財産処分について

【事例の概要】

成人女性（ 自立支援医療 ）

夫の急死に伴い夫側親族の要望で入院となるが、入院中に同親族が一方的に夫婦の住居である団地の解約及び家財処分の手続きを進めている。



Q. 本人の同意なしに団地の解約や家財処分を進めることは可能なのでしょうか？

A. 解約には本人の同意が必要です。

法律上、賃借人の地位は原則として相続人に引き継がれるため、本人が亡夫の相続人として賃借人の地位を引き継いでいます。また、夫婦に子どもがない場合は亡夫の親（親がない場合はきょうだい）が本人と共同相続人になります。ただし、一部の相続人の意向だけで賃貸借契約の解除はできず、全員の同意が必要であるため、本人の同意がない解約は無効です。さらに、本人の入院は一時的なものであり、住居を失わせることは本人にとって著しい不利益となるため、勝手に進めることは許されません。また、親族といえども夫婦の荷物を処分する権限はなく、家財処分された場合は損害賠償請求が可能です。

加えて、本人が自宅をそのままにしてほしいと希望しながらも退院後にグループホーム等に入居することになれば、本人に十分な説明を行った上で自宅を解約し退去することになると考えます。

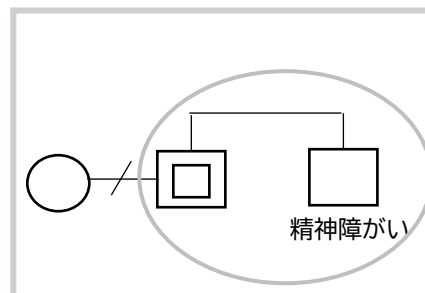
その他、現在の賃料は誰がどの様に支払っていたのか、今後本人の収入で支払えるのか等の考慮や、本人に後見人が付くまでは、本人の意志表示について適切な意思決定支援を行う必要があります。

事例15 生活保護費の分割受給について

【事例の概要】

成人男性（^{精神障がい者}保健福祉手帳 不明）

弟との同居を機に生活保護費の分割受給が認められなくなるも、二人とも金銭管理ができずトラブルが絶えない。加えて隣人トラブルも頻発しており、本人の精神状態が不安定になっている。



Q. 同一世帯では生活保護費を分割受給することはできますか？

A. 世帯単位が生活保護法の原則です。

本件の場合、社会生活上現に家計を同一にして消費生活を営んでいるため、例外とは言い難いでしょう。分割受給のためには、例えば障がい者を対象としているサービス付きワンルームマンションの様な物件において、兄弟がそれぞれ単身で契約する等、事実上の住居を分けるべきと思われます。

Point 世帯単位原則

生活保護法 10 条

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

Q. 本人の転居費用を生活保護費から支給してもらうことはできますか？

A. 事情によっては支給の可能性があります。

例えば、隣人トラブルにより退去を要求されている、兄弟間の暴力や保護費を渡さないといった虐待と判断できるような事情があれば、転居費用の支給も可能と思われます。

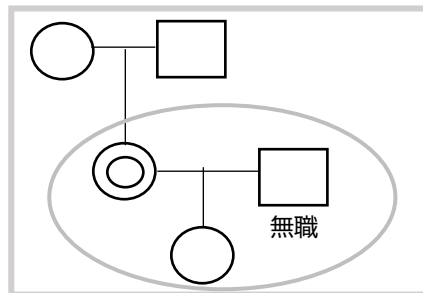
事例16 産科医療補償制度と金銭管理について

【事例の概要】

成人女性（^{精神障がい者}保健福祉手帳 2級）

産科医療補償制度が受理され、娘が成人するまで合計
3,000 万円の補償金を受け取ることになる。

夫は本人や娘に対して軽度のネグレクト状態であり、かつ
浪費癖もあるため、補償金を適切に管理できるか不安が
ある。



Q. 本人や娘に必要な生活費の確保及び適切な金銭管理のために何ができますか？

A. 速やかに障がい者虐待防止センターや児童相談所に相談してください。

本人や娘に対して軽度のネグレクト状態であれば、更なる障がい者虐待や児童虐待が疑われます。速やかに障がい者虐待防止センターや児童相談所に相談してください。

虐待はエスカレートしていく危険性があるため、早期発見・早期対応が肝心であり、小さなうちに芽を摘むことが重要です。また、虐待は色々な態様をとるため、補償金が入れば経済的虐待が発生する恐れも考えられます。場合によっては親権停止の申立ての必要があるかもしれません。

障がい者虐待防止センターや児童相談所等と連携して、チームで本人や娘の適切な金銭管理のために何ができるのかを考えてください。

Point 産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として 2009 年 1 月 1 日より医療分野における我が国初の無過失補償制度として開始される。

補償申請期限は子どもの満 5 歳の誕生日まで（※出生年月日によって補償対象基準が異なる）であり、補償対象と認定された場合は、総額 3,000 万円（準備一時金 600 万円＋補償分割金 120 万円×20 回）の補償金が支払われる。

※2021 年 12 月 31 日までの出生児と 2022 年 1 月 1 日以降の出生児で補償対象の範囲が異なる。

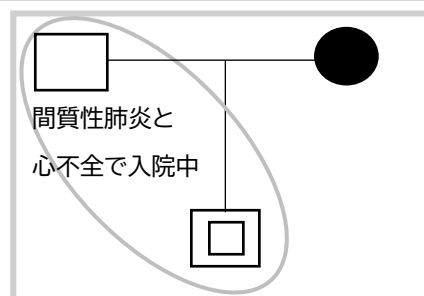
—産科医療補償制度ホームページ参照—

事例17 成年後見申請の優先順位について

【事例の概要】

成人男性（手帳なし）

統合失調症で現在無職。父親の年金で生活しているが入院中の父親の様態が芳しくない。加えて、父親の資産が8,000万円以上あるため、近い将来本人が相続することになる。



Q. 成年後見申請は、父親と本人のどちらを優先すべきですか？

父親は認知機能の低下があり、入院をきっかけに民間事業者と金銭管理契約を結んでいます。資産が多いため管理が十分なのか心配です。一方、本人は父親の死去後、遺産相続手続きを一人で行うことは難しいです。

A. 必要性が高い方から申請すべきです。

本件ではどちらかを優先的にしなければならないというのではなく、必要性が高い方から申請すべきと考えます。仮に、二人とも必要であれば同時に進めていくべきですので、それぞれの現状及び将来における必要性について判断してください。

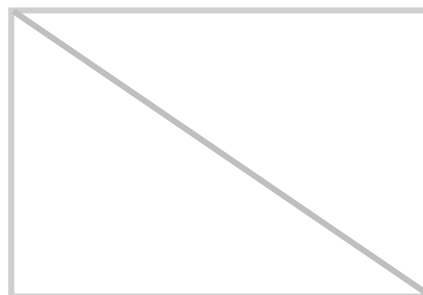
なお、父親は民間事業者と金銭管理契約を結んでいるようですが、資産が多いため申請の必要性は高く、かつ入院中で様態も芳しくないことから、緊急性も高いと思われます。

本人については、現在の生活状況及び遺産相続の点から、いずれ申請をする必要はあると思われます。

事例 18 診断書の有効期限切れに伴う再提出について

【事例の概要】

障がい年金申請に係る診断書について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で年金事務所の予約が取りづらく、結果的に診断書作成の根拠である受診日の有効期限が切れているとして、訂正と再提出を求められた。



Q. 年金事務所の言う通りに診断書を訂正し、再提出する必要がありますか？

本人は 3 ヶ月ごとの定期受診のため、日付訂正で対応してもらえず、診断書再作成となると、別に費用が発生する可能性があります。また、年金事務所の対応について大阪府にも問い合わせましたが、「所管の年金事務所が窓口となる」との回答だけで、その適否については確認できませんでした。

A. 今回は再提出するしか方法はありません。

事後重症請求用の診断書については、現症日から3か月以内に申請する必要があります。つまり、事後重症の症状を確認した日(診断日)から3か月以内に診断書を作成し、かつ申請をしなければなりません。ですので、もう一度受診して診断書を作成してもらい、再提出してください。

今回は、年金事務所の相談予約が取りにくかったとのことですが、年金機構は国の組織であるため、どこの年金事務所でも相談及び書類提出が可能です。また、相談なしで書類提出を先にすることもできます。

今回のような事態を避けるためには、①年金事務所内に設置されている“すいすいポスト”に書類を投函する、②年金事務所に直接書類を郵送し、取り急ぎ受付印をもらっておく(切手を貼った返信用封筒が必要)といった対策が考えられます。

なお、申請が却下される等、決定の結果に不服がある場合は、審査請求・再審査請求ができます。

Point 審査請求・再審査請求

年金の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に文書または口頭で、地方厚生局内に設置された社会保険審査官に審査請求することができます。

その決定に対してさらに不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、決定の取消の訴え(行政事件訴訟等)を起こす場合は、原則として、審査請求の決定を経た後でないと提起できません。(中略)

この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定または社会保険審査会の裁決。)の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から 1 年を経過したときは訴えを提起できません。

—日本年金機構ホームページより—

[illegible]

記入例 相談票（定例 ・ **随時**）

相談日： 令和 2 年 ○ 月 △ 日

基幹相談 ・ 委託相談 ・ 計画相談

・難病等疾病名 ()

■◎=本人 ○=女性
 □=男性 ■●=死亡
 ☆キーパーソン
 (同居家族は○で囲む)

❖❖ケースから抽出された地域課題や社会資源開発・ネットワーク構築などの必要性❖❖

法律支援事業活用マニュアル

令和 2年 9月29日 発行

令和 4年 2月 1日 改訂

和泉市社会福祉協議会基幹相談支援センター